

神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付要綱

神戸市教育委員会健康教育課

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に対し、補助金を交付することにより、歯科医師会が携わる学校歯科保健事業の円滑な運営を図り、もって神戸市立学校園における学校歯科保健事業の推進を図ることを目的とする。

また、補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる事業は、歯科医師会が実施する学校歯科保健に関するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の範囲で、予算の範囲内で定める。

ただし、補助金の上限額は20万円とする。

(交付の申請)

第4条 歯科医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金規則第5条第1項に基づき、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度に係る事業計画書
- (2) 当該年度に係る収支予算書
- (3) 申請前年度に係る収支決算書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、補助金規則第6条に基づき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により歯科医師会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を不相当と認めるときは、補助金規則第6条第3項に基づき、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により歯科医師会に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 歯科医師会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付決定内容変更承認申請書（第5号様式）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市学校保健推進事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付決定変更通知書（第7号様式）又は神戸市学校保健事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、歯科医師会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 歯科医師会は、補助金の交付を受けた年度にあつては、補助金規則第15条に基づき、その年度の終了後速やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度に係る事業等の実施状況が分かる書類
- (2) 当該年度に係る収支決算書

(交付額の確定)

- 第8条 市長は、補助事業完了に係る前条の成果報告があったときは、補助金規則第16条に基づき、その内容を審査し、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金額確定通知書（第9号様式）により歯科医師会に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した交付額を超える補助金が既に交付されているときは、当該超える部分に関し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
 - 3 歯科医師会は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、歯科医師会からの神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付請求書（第4号様式）により補助金を交付する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いすることができる。

(決定の取り消し)

- 第10条 市長は、交付の決定を受けた歯科医師会が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金規則第19条に基づき、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの規則の規定に違反したとき又はこの規則の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助金の交付額の確定があった後においても、適用されるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により取り消したときは、歯科医師会に対し、神戸市歯科医師会学校歯科保健事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知する。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、補助金規則第20条に基づき、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿の保存)

- 第12条 歯科医師会は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別途定める。

附則

- この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。